

第30回 制度設計専門会合事務局提出資料

~間接オークション導入等に伴う電源表示ルール等の見直し (改正の基本的方向性について)~

平成30年5月29日(火)



- 1. 前回の議論の振返り
- 2. 検討が必要な論点の整理
- 3. 個別論点の検討
 - 1) これまでの整理をそのまま踏襲するもの
 - 2) 電気に付随する価値と電力取引との関係
 - 3)特定の電源・産地としての価値が維持される条件
 - 4) 需要家の誤認を招かない表示ルールの整備

本日の議論の射程

- 電源構成等の適切な開示方法などの需要家への情報提供の在り方に関しては、需要家の誤認等を防止するとともに、小売電気事業者間の公正な競争を確保する観点から、「電力の小売営業に関する指針」(以下、「小売営業ガイドライン」という)において規定。
- 間接オークションの導入や非化石価値取引市場の創設等に伴う小売営業ガイドライン改正の在り方について、第29回制度設計専門会合(平成30年4月23日)において、ご議論をいただいた。これを踏まえ、本日は、小売営業ガイドラインの改正の基本的な方向性について、ご議論をいただきたい。

論点の振返り(全体像)

● 非化石価値取引市場の創設や間接オークションの導入等に伴い、下記ポイントについて検討が必要と考えている。

論点

主な検討ポイント

間接オークションの導入や非化石価値取引市場の創設等に伴い、非化石価値が顕在化 論点 電気に付随する価値と電 し、非化石価値が電気と区別して取引されることとなるため、非化石価値や産地価値、特 定電源価値等の電気に付随する価値と電力取引との関係について、前提としての認識の (1) 力取引との関係 共有と検討が必要な論点の整理を行う必要があるのではないか。 間接オークションの導入に伴い、従来、先着優先ルールに基づいて他の供給地域から電力 を供給していた事業者は、今後、卸電力取引所を介して電力取引を行うことになる。 一般に、卸電力取引所を経由した電力については、原則としてどの発電所から発電された 論点 電力かの特定が困難となるため、従来、取引所経由で電力を購入した場合には、卸電力 特定の電源・産地としての 価値が維持される条件 (2) 取引所からの購入分として整理されてきた。 しかしながら、間接オークション導入後には、他の供給区域との間で電力取引を行う場合に は、原則として全て取引所を介した取引を行う必要があるため、今後、どのような条件を充 足した場合に電源・産地等の価値が維持されるのかについて検討を行う必要がある。

論点 ③ 需要家の誤認を招かない 表示ルールの整備 上記制度の導入に伴い、小売電気事業者が、特定の電源構成を契約の特定として需要家に販売する場合、<u>どのような表示ルールであれば需要家の誤認を招かないか</u>という点についても検討を行う必要がある。

(参考) 第29回制度設計専門会合における主な意見(1/3)

第29回制度設計専門会合(平成30年4月23日)における主なご意見は以下のとおり。

論点

意見

論点 ①

- 我々はもうFITの制度をもっていて、FITはまさに非化石の市場、電源を拡大させる、生産をふやすためのものだから、…(中略)…それをもう一回市場に戻すというのが証券化の形をとって、電源の取引とは別に価値を別建てにしたと考えるのです。では、ほかのものもそうできるかというと、できないと思います。さっきから皆さんがおっしゃっているようにいろいるな価値があるので、それぞれについてマーケットで証券化するというのは不可能だと思うので、もしそうだとすると、ほかの価値というのはそれぞれについての取引。例えば相対でもいいですし、場合によったらそこだけのマーケットができるかもわからないですけれども、とにかくそういう形で、ここの言葉でいうと取引と一緒になって価値を顕在化させる仕組みしかないと思うのです。そういう意味では、この資料にあるように非化石市場とそれ以外の価値というのは別なので非化石市場は取引とは別建てにするけれども、ほかは取引と一緒にしたほうがいい。(山内委員)
- 非化石価値については電力取引と別々、それ以外の産地特定電源については電力に付随する。こういう形であれば、 現状の需要家のニーズに対しては十分応えられるのではないかと思っています。(エネット 谷口オブ)
- 私ども来月、5月から非化石価値取引市場というものをスタートさせる。FIT電気に限るところからスタートしますけれ <u>ども、この方法をより拡大していくことによって、ある程度の電源の付加価値というものは整理がついていく。</u>ほかにつかない ものがないというわけではございませんけれども、この方向でつくものはしっかりつけていく。これを急いで進めていくという必要 性もあるのかなと感じております。(一般社団法人日本卸電力取引所 國松オブ)

(参考) 第29回制度設計専門会合における主な意見(2/3)

第29回制度設計専門会合(平成30年4月23日)における主なご意見は以下のとおり。

論点

意見

• 今までも相対で取引されている電気というのは私たち購入者がどこで発電された電気であるかというのがわかるように、この表示のルールではなっていたと思っております。今回の新たなルール、<u>間接オークションであったり、新しい非化石価値市場というのがはめ込まれることによって、何か今までできていたことを私からみたらわざわざ崩すような方式になるのではないかというように、とても危惧をしている</u>というのがまず1つの意見なのです。(辰巳委員)

論点 ②

- 間接オークションによる電源表示でございますけれども、私たちは、どちらかというとコンシューマーの方ですけれども、コンシューマー向けや法人向けに事業を行っているいろいろな新電力がありますが、各社、非常にユニークな、やはり差別化するためにいろいろなメニューを実は出しています。その中には電源表示であったりとか、あるいは産地であったりというのを前面に出して、例えば東京でもいろいろな県のご出身の方がいらっしゃるわけですから、そういうところの電気を買いたいという方もいらっしゃるかもしれません。ですので、それぞれがそれなりに工夫をして今やっているところなのです。(SBパワー中野オブ)
- 室長の方からは、卸市場でIDで管理するみたいなお話をちょろっといわれたというように認識しているのですけれども、そういうこともあり得るのだろうなと思いつつ、ただ、それぞれの産地までやり始めると、かなりのIDのひもつけになるのではないかという懸念も他方であるのだと思います。ここのあたり、やはりシステム改修はかなりになるのではないかなという気もしますし、本当は需要家の観点から丁寧にやらなければいけない部分もありながら、他方でちょっとリーケージとか、そこの部分もきちっとみながら、現実的な解はどこかということは議論していかないといけないのかなと思いました。(大橋委員)

(参考) 第29回制度設計専門会合における主な意見(3/3)

論点

意見

- もう今既に行われている、例えばアクアプレミアムのような形のもの。水力のものが欲しいというのはかなりの程度わかりやすいことなのですが、アクアプレミアムを買う人は、どういうつもりで買っているのかというのは…(中略)…水力発電というのは当然国産の電源で、なおかつゼロエミッションの電源で、そういう価値を見出してアクアプレミアムというのを買っているのではないかと推測します。…(中略)…それを買ったほうは環境価値を丸ごと手に入れた。そのために余分なお金を払うことを普通しているのだと思うので、それがデフォルトであって、環境価値は別に売りますと説明すればいいというような類いだと、ちょっとまずいのではないか。(松村委員)
- 水力100%のメニューをもつ会社の表示方法は…(中略)…需要家が選択する際に必要な情報を少なくとも注記では明示的にするようなルール化というのは必要ではないかと思います。(エネット 谷口オブ)
- 論点 ③
- 非化石の価値はこれから分離されて、きちんとされる。そこは当然経済的なこともあるわけで、お金が動く話なので…(中略)…そこのルールはきちんと定めていただくというのはいいと思います。ただ、それ以外の価値の訴求に関して先ほどの産地の話ですとか、その部分に関しては正直いって私はそんなに、もうこれ以上余り厳密にしなくてもいいのではないかなという気がします。きちんと定義することは大事だと思うのですけれども、きちんと定義することと消費者にとってわかりやすいということは違うのではないか。…(中略)…例えばFIT電気に環境価値がないということを理解している一般消費者がどれぐらいいるだろうかと考えると、恐らくそんなにいないのではないかという気もしています。ある程度きちんと、余り悪質な例みたいなもののサンプリングは必要で、そういうものは避けてくださいというような依頼は必要かもしれないですが、この辺は一定程度割り切りをして、余り監視側の負担とか、事業者さんの自由度、あとは需要家にとっても余り複雑なものを示してもというところもありますので、そういった割り切りをした上で方向性を考えていただけないかなという気が私はしております。(岩船委員)

- 1. 前回の議論の振返り
- 2. 検討が必要な論点の整理
- 3. 個別論点の検討
 - 1) これまでの整理をそのまま踏襲するもの
 - 2) 電気に付随する価値と電力取引との関係
 - 3)特定の電源・産地としての価値が維持される条件
 - 4) 需要家の誤認を招かない表示ルールの整備

検討が必要な論点の整理(1/2)

● 前回ご議論いただいた内容を踏まえ、ガイドライン改正が必要と考えられる具体的論点を整理。個別に検証いただく論点は以下の8つに集約されるのではないか。

論点		概要	
論点①	これまでの整理をそのま ま踏襲するもの	 二重計上の禁止等の誤認防止に関する考え方は、現行ガイドラインの整理を基本的に踏襲して問題ないか。 現行ガイドラインでは、産地価値に関して地産地消を例示しているが、ここには「電力産地の表示」という一般的概念が含まれているが、現在の記載で十分か。	
論点②		電気に付随する価値としてどのような価値が認められるか。また、その概念整理をどのように行うか。	
論点③	電気に付随する価値 と電力取引との関係	• 論点②で整理されたそれぞれの価値と電力取引との関係について、電気と一体として 取引される場合のほか、別々に取引されることもありうると考えることが適切か。	
論点④		• 特定の電気から非化石価値が控除された場合、当該電気を販売する際に、水力由来等の電源表示を行うことは許容されるか。	
論点⑤	特定の電源・産地としての価値が維持される条件	 「取引所を介して他エリアの電気事業者から電力調達を行う場合」や「取引所を介して他エリアから自社で送電する場合」において、特定の電源・産地としての価値が維持される条件はどのように考えるべきか。 また、上記整理に従った場合、どのような電源表示が認められるか。 	

検討が必要な論点の整理(2/2)

論点		概要 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
論点⑥	特定の電源・産地としての価値が維持される条件	 物理的に連系線が接続していない地域(沖縄、離島等)から特定の電源・産地としての価値を維持して取引を行うことができるか。 市場分断時や事故等により連系線の一部又は全部が利用できない場合、特定の電源・産地としての価値を維持して取引を行うことができるか。 	
論点⑦	需要家の誤認を招か ない表示ルールの整 備等	電源を特定したメニューを販売している場合、当該電源分を電源構成表示から控除するべきか。	
論点⑧		 小売電気事業者が契約に向けて、需要家に対して供給する電気の属性を特定する内容の表示・訴求をした場合につき、需要家の誤認を招く可能性の観点、及び「小売供給の特性」の観点から整理をすべきではないか。 	

- 1. 前回の議論の振返り
- 2. 検討が必要な論点の整理
- 3. 個別論点の検討
 - 1) これまでの整理をそのまま踏襲するもの
 - 2) 電気に付随する価値と電力取引との関係
 - 3)特定の電源・産地としての価値が維持される条件
 - 4) 需要家の誤認を招かない表示ルールの整備

論点①:基本的な考え方の整理

- 現行ガイドラインでは、例えば、二重計上の禁止や虚偽表示の禁止など需要家の誤認を防止するための規律を設けているが、このような基本的な考え方は、今後も維持することで問題ないか。
- 関連して、現行ガイドラインでは、小売電気事業者が「発電所の立地地域を小売供給の特性とする場合」として「地産地消」を例示している。今後、電気について、産地近隣での消費に限らず、産地価値を訴求して販売するニーズが広がる可能性もあるため、「地産地消」以外の場合も例示に追加等してはどうか。

小売営業ガイドライン(一部抜粋)

- 1. (3)電源構成等の適切な開示の方法
- ウ. 問題となる行為
 - v)「地産地消」等、発電所の立地地域を小売供給の特性とする場合においてのみ問題となるもの

小売電気事業者が「地産地消」と訴求して需要家へ電気を販売する場合等、発電所の立地地域を小売供給の特性とする場合、当該特性の内容及び根拠を説明し、契約締結前・締結後交付書面においても記載しなければならないが(電気事業法第2条の13及び第2条の14並びに施行規則第3条の12第1項第23号及び第8項並びに第3条の13第2項)、この際に留意すべき事項は以下のとおりである。

「地産地消」とは、発電場所と供給場所との地域的同一性を前提とした概念であることから、これを訴求して需要家へ電気を販売するためには、最低限「主として特定の地域の発電所で発電した電気を、同一地域の需要家へ電気を販売し、消費すること。」という要件を満たす必要がある。また、「地産地消」という場合、一定の限定された地域において発電し消費されることが基本であり、例えば、関東地方など一定の広い地域を特定して「地産地消」であると訴求することは望ましいものではない。

一方、「地産地消」の概念については、分散型電源のように基幹系統にほとんど電気を流す必要のない範囲の電源に限定すべきではないか、燃料が特定の地域のものである場合に限定すべきではないか、など様々な考え方があるものの、いずれをもって「地産地消」と考えるかは需要家によっても異なり、上記以上の詳細な要件を設定することは困難である。

そこで、小売電気事業者の創意工夫の余地の拡大と需要家への適切な開示を確保する観点から、小売電気事業者が「地産地消」と訴求して需要家へ電気を販売しようとする際には、「発電所の立地場所及び電気の供給地域」を説明することが最低限必要となる(施行規則第3条の12第1項第23号)。小売電気事業者等が、「地産地消」などと需要家に訴求しておきながら、「発電所の立地場所及び電気の供給地域」について十分な説明等をしていない場合や誤認を招く説明等を行っているような場合は、問題となる。

なお、小売電気事業者等は、上記に加えて、どのような意味で地産地消であるかについても説明し、契約締結前・締結後書面にも記載することが望ましい。例えば、輸入燃料を用いずに特定の地域で産出された燃料をもって発電したことを理由に「地産」と訴求するのであれば、こうした点を説明することが望ましい(ただし、小売電気事業者等によるこのような説明が虚偽であるなどの場合は、問題となる。)。また、「地産」と訴求していても、日本卸電力取引所や常時バックアップなど他者から調達した電気を用いている場合には、こうした点も説明することが望ましい。

- 1. 前回の議論の振返り
- 2. 検討が必要な論点の整理
- 3. 個別論点の検討
 - 1) これまでの整理をそのまま踏襲するもの
 - 2) 電気に付随する価値と電力取引との関係
 - 3)特定の電源・産地としての価値が維持される条件
 - 4) 需要家の誤認を招かない表示ルールの整備

論点②:電気に付随する価値の整理

- 電気に付随する価値としては、現時点では、主として非化石証書が持つ環境価値、産地価値、特定電源価値の3つの価値が存在する。今後、これらを組み合わせた価値等が事業者の創意によって誕生する可能性もある。
- これらの価値等の存否や内容については、需要家の認識に依存する面があり、国が必ずしも適切に判断できるとは限らないが、少なくとも需要家保護の観点から、虚偽や誤認を招く表示は許されないと考えるべきではないか。

価値	考え方	具体例	
非化石証書が持つ 環境価値 ^{注1}	 非化石証書が持つ環境価値は、①非 化石価値、②ゼロエミ価値、③環境表 示価値を持つと整理済。 	排出係数ゼロの小売メニューである との表示により、排出係数ゼロに価 値を見出す需要家の選択を誘引 する。	
産地価値 ^{注2}	電気が特定の地域で発電されたものであることを表示し訴求する価値。	• ○○県産の電気である旨の表示によって、○○県産の電気に価値を見出す需要家の選択を誘引する。	
特定電源価値	 電気が特定電源由来のものであることを 表示し訴求する価値。 	水力電気メニューである旨の表示 によって、水力由来の電気に価値 を見出す需要家の選択を誘引す る。	

注1:非FIT分に関する非化石価値等の扱いは、資源エネルギー庁において今後別途検討が行われるため、この検討結果を踏まえて整理の修正があり得る。

注2:「地産地消」概念を含む。また、地域への利益還元等を産地価値の発生原因とするなど様々な考え方がありうるが、それらを否定するものではない。

平成28年11月 第3回市場整備WG資料に基づき作成

- 非化石価値取引市場で取引される非化石証書の主たる価値は「非化石価値(高度化法の非化石電源比率算定時に計上できる価値)」であり、加えて、「ゼロエミ価値(温対法上のCO2排出係数が0kg-CO2/kWhである価値)」、「環境表示価値(小売電気事業者が需要家に対して付加価値を表示・主張することができる価値)」を有する。
 - ※高度化法・・・エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律
 - ※温対法・・・・・地球温暖化対策の推進に関する法律

環境価値	価値の内容
①非化石価値	高度化法上の非化石電源比率の算定時に非化石電源として計上できる価値。
	非化石価値を有する電気の取引を行う際に付随する環境価値
②ゼロエミ価値	小売電気事業者が調整後排出係数算定時に、調達した非化石証書の電気量に「全国平均係数」を乗じることで算出したCO2排出量を実二酸化炭素排出量から減算することができる価値。
③環境表示価値	小売電気事業者が需要家に対して、その付加価値を表示・主張する権利。

⇒ 上記の整理より、非化石証書は高度化法上の非化石電源比率の算定時に利用できる他、温対法上のCO2排出係数 算定時にも利用可能。また、需要家に対しても非化石証書の購入に伴い、実質的に非化石電源由来の電気を調達してい る旨、訴求が可能となる。

論点③:電気に付随する価値と電力取引との関係

- 非化石証書が持つ環境価値、産地価値、特定電源価値は、それぞれ電力取引と一体としてのみ取引可能なのか、あるいは、別々に分離して取引を行うことが可能か否かが問題となる。
- まず、少なくともFIT分の環境価値については、電気と切り離されて証書化されており、非化石価値取引市場で単独に売買することとされている。注1
- 他方、産地価値と特定電源価値といった非化石証書が持つ環境価値以外の価値を、電気から独立して売買の対象とすることについて、現時点では、実態に乏しく需要家トラブルも把握されていないことを踏まえると、追加的なルールを直ちに設けることはせず、今後具体的な課題が生じた場合に、消費者トラブルの状況も勘案しつつ、別途検討を行うこととしてはどうか。注2、3

注1:非FIT分に関する非化石価値等の扱いは、資源エネルギー庁において今後別途検討が行われる。

注2:産地価値や特定電源としての価値は、今後、制度変更やトレース制度が整った段階で整理が変更となる可能性がある。

注3:産地価値と特定電源価値については、将来的に証明書等が発行・取引されることも考えられる。

論点4:非化石価値を保有しない電気の表示の在り方

- (論点③に関連して)小売電気事業者が調達したFIT電気は非化石価値を保有しない(非化石価値は別途取引される)ことを踏まえ、現在認められているFIT電気(水力)、FIT電気(太陽光)といった表示方法が、非化石価値を保有するとの誤認を需要家に与えることとならないよう、どのような表示をすることが適切かが課題となる。
- この点について、結論としては、現行の整理を踏襲することとしてはどうか。具体的には、FIT電気はその費用を 負担する国民等に価値が帰属する旨の注記が付記されることを条件に、非化石価値を保有しないFIT電気に ついても、同電源がFIT由来である旨の表示を認めることとしてはどうか。注1、2

注1: 非FIT電気についても、非化石価値を分離した取引が観念されるものの、非FITの非化石価値の取引の在り方については、今後、資源エネルギー庁において整理が行われるため、今回のガイドライン改正では特段の整理を行わないこととする。

注2: 非化石価値がFIT電気に含まれない旨の概念は当該注記によって既に包含されていると考えられる。

● 他方、平成30年度より非化石価値取引市場が創設されており、FIT電気の費用負担対象は、国民のみならず、非化石価値取引市場における取引参加者も含まれるため、注釈の記載を変更すべきではないか。



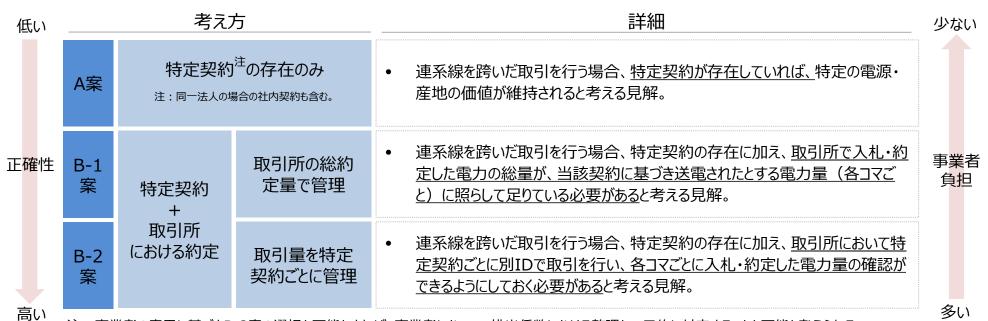
(※1)部分の改正案

(※1) 当社がこの電気を調達する費用の一部は、当社のお客様以外の方も 含め、電気をご利用の全ての皆様から集めた賦課金及び非化石価値取引市 場において取引された非化石証書の販売額により賄われており、この電気の CO2排出量については、火力発電なども含めた全国平均の電気のCO2排出 量を持った電気として扱われます。

- 1. 前回の議論の振返り
- 2. 検討が必要な論点の整理
- 3. 個別論点の検討
 - 1) これまでの整理をそのまま踏襲するもの
 - 2) 電気に付随する価値と電力取引との関係
 - 3)特定の電源・産地としての価値が維持される条件
 - 4) 需要家の誤認を招かない表示ルールの整備

論点⑤:特定の電源・産地の価値が維持される条件(1/3)

- 間接オークション導入に伴い、従来、先着優先ルールに基づいて他の供給地域から電気を供給していた事業者は、今後、取引所を介して電力取引を行うことになるところ、取引所を介した電力取引は、売買当事者の匿名性が維持されているため、特定の電源・産地を紐づけることが原則として不可能となる。
- しかしながら、連系線を介して他社から電源を調達する場合等において、特定の電源・産地の価値を維持したいとのニーズが存在するため、どのような条件を充足した場合に例外的に電源・産地等の価値が維持されるのか検討を行う必要がある。
- 具体的には、特定の電源・産地の価値が維持される条件として、次の方法が考えられるが、需要家の誤認防止及び事業者負担等を勘案し、少なくともB-1案に基づく対応を必要とし、事業者が独自の判断注でB-2案に基づく対応を行うことも認めることとしてはどうか。



注:事業者の意思に基づきB-2案の選択も可能とすれば、事業者において、排出係数における整理と一元的に対応することも可能と考えられる。

論点⑤:特定の電源・産地の価値が維持される条件(2/3)

● B-1案とB-2案で結論が分かれる事例として、以下のようなケースが考えられる。



【具体例】

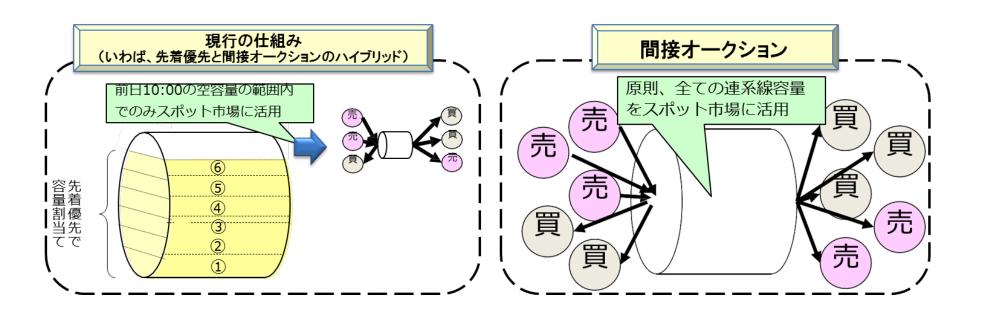
- 間接オークション制度導入後の20XX年、東京エリアに拠点を置く小売電気事業者α社は、X社(九州エリア)、Y社(関西エリア)、Z社(北海道エリア)の3社と卸供給契約を締結。
- 特定契約の詳細は、以下のとおり。
 - ✓ X社と原子力発電設備からの受電分として100MWの特定契約を締結。
 - ✓ Y社と水力発電設備からの受電分として100MWの特定契約を締結。
 - ✓ Z社と再エネ発電設備からの受電分として100MWの特定契約を締結。
- ある日のあるコマにおけるa社の東京エリアにおける卸電気取引所の約定量は200MWhであった。この場合、a社はどの特定契約に基づく価値を主張できるか。

	B-1案	B-2案
結論 (相違点)	 東京エリアにおける約定分200MWhの範囲内で選択 <u>的に</u>特定の電源・産地価値を主張できる。 	 東京エリアにおける約定分200MWhについては、<u>約定</u> <u>したIDに基づく約定結果に基づき定型的に</u>特定の電源・産地価値の主張ができる。
考え方	 特定契約の存在に加え、取引所で入札・約定した電力の総量で管理を行うため、価値を訴求できる総電力量の特定が可能。 他方、特定契約ごとにID管理までは要求しないため、特定契約ごとの紐づきは事業者判断に委ねられる。 ただし、排出係数は、JEPX係数。 	 特定契約の存在に加え、取引所で入札・約定した電力の総量で管理を行うため、価値を訴求できる総電力量の特定が可能。 また、特定契約ごとにID管理までは要求するため、特定契約ごとの紐づきもトレース可能。 排出係数は、送電元の排出係数となる。

(参考) 間接オークションの概要

- 1)「直接オークション」は、連系線を利用する地位又は権利を、オークションにより割り当てる仕組みであるのに対し、「**間接オークション」は、こうした権利の割当てを行わず、全ての連系線利用を、エネルギー市場(日本でいえばJEPXにおける市場)を介して行う**こととする仕組み。
- 2) 具体的には、現行ルールでは、先着優先での容量割当を積み重ねた上、前日10時の段階で、なお空容量となっている部分を活用して、スポット市場取引が行われているところ、**原則、全ての連系線容量をスポット市場取引に割り当てることとする仕組み**と考えることができる(※)。
- (※) 我が国のスポット市場は現在でも全国市場であるため、連系線の全ての容量をスポット市場取引に割り当てることが、すなわち、間接オークションと 同義となる。また、スポット市場約定後は、時間前市場によって、割り当てる仕組みとなる。
- 3) すなわち、現行の「先着優先」に基づく連系線予約を停止すれば、実質的に、間接オークションが実現。

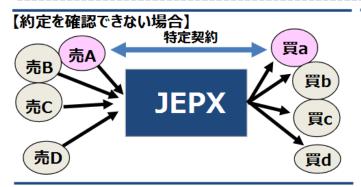
(なお、電力の需要に対して供給が上回るケースで出力抑制を行う際、まず火力発電等の抑制を行い、次に太陽光発電や風力発電、長期固定電源(原子力、揚水式を除く水力、地熱)の順で抑制を行っていく「優先給電ルール」のあることに留意が必要。)



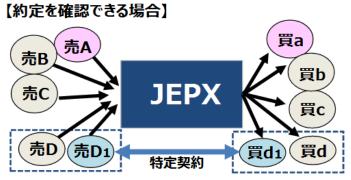
3-2. 間接オークション導入に伴う排出係数の考え方②

- 間接オークション導入後エリアを跨ぐ取引においては、JEPXを介して送電・受電を行うところ、当該取引の対象となる電気が実際に連系線を利用して送電・受電されているかどうかの確認が可能な下記の場合を除き、小売電気事業者が調達する電気の排出係数は、JEPX係数としてはどうか。
- 他方、送電側(売り手)と受電側(買い手)が電源(又は電源構成)を特定した契約に基づいた取引を行い、両者がJEPXにおいて、通常の取引とは別のユーザーIDを取得し、当該契約に係る取引に相当する送電量・受電量が確認される場合には、契約等に基づき電源(又は電源構成)が特定できるものとみなして、送電元の排出係数を利用することとしてはどうか。

※なお、今後、間接オークションに係る制度設計が変更された場合は、必要に応じて見直しを行うこととする。



- ●売Aと買aが特定契約を結んでいる場合、間接オークションの結果、 売Aと買aとの間で約定されているか(送電・受電が行われている か)確認する必要があるが、他方で、実際に約定が行われている かどうか確認することは困難。
- ●このため、送電元の排出係数の利用は認めず、買aの排出係数はJEPX係数とする。



●売Dと買D間で相対取引を行うため、特定契約用の別ユーザーID(左図のD1やd1)を設けた場合、**買d1は売D1との契約に基づいて約定が行われていることが確認できることから、**JEPX係数ではなく、**送電元の排出係数を用いることとしてはどうか。** ※ユーザーIDは特定契約の本数に応じて複数設定されていることを推奨する。

論点⑤ 特定の電源・産地の価値が維持される条件(3/3)

- 論点⑤における整理の結果、論点⑤の条件(B-1又はB-2)を満たす場合には、連系線を介して電源を調 達する場合においても、当該電気に付随する産地価値等が維持されると考えられる。
- このため、(取引所経由で電力を購入した場合には、調達先を「卸電力取引所」と記載するとの原則に関わらず、)論点⑤で整理された条件を満たす場合には、特定契約に基づき特定された産地や電源種を調達したことと整理してはどうか。

【結論】(論点⑤の整理を20頁の記載例に当てはめた場合)

● 小売電気事業者aは、論点⑤で整理された条件を満たす場合、取引所で約定した200MWhを上限として、特定契約に基づき原子力、水力、再エネのうち選択した200MWh分の電気を取引したと考え、電源構成表示できることになる。

論点⑥:連系線(沖縄・離島、市場分断、事故時等)における整理

- 論点⑤で整理された条件に関して、例えば、沖縄や離島等の本州と連系線が物理的に接続されていない地域において、本州の特定電源ないし特定産地の電気を使用したと看做すことは、需要家の誤認を招く可能性があるのではないか。
- 他方、市場分断が発生した場合や連系線が事故等で不通となった場合については、事前の正確な予測は難しいこと、事後的に電気が不通であったコマや日数を算定することは著しく困難であること、さらに、連系線事故や市場分断は事業者に帰責できない要因に基づくものであること、需要家の認識とも整合的であること等を踏まえ、論点⑤で整理された条件を満たす場合には、特定の電源・産地価値が維持されると考えられるのではないか。
- ただし、いずれの場合においても、非化石価値は、電気の取引とは分離された価値として取引されるため、小 売電気事業者が購入した非化石価値を用いて需要家に対してその価値を訴求することは可能と考えられる。

- 1. 前回の議論の振返り
- 2. 検討が必要な論点の整理
- 3. 個別論点の検討
 - 1) これまでの整理をそのまま踏襲するもの
 - 2) 電気に付随する価値と電力取引との関係
 - 3)特定の電源・産地としての価値が維持される条件
 - 4) 需要家の誤認を招かない表示ルールの整備

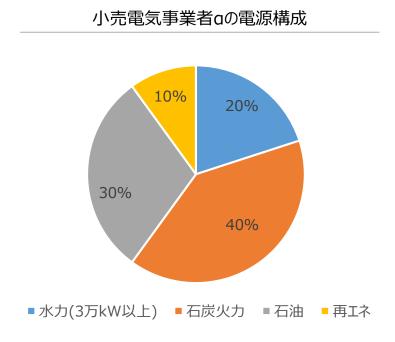
論点②:電源特定メニュー等を販売する場合の電源構成表示(1/3)

- 小売電気事業者が電源非特定メニューに加え、特定電源メニューを保有している場合、需要家の誤認を防止する観点から、どのような電源構成表示を行うべきかが問題となる。
- このような場合における電源構成表示の在り方としては、以下の3通りの対応が考えられるが、現行ガイドラインでは、電源構成開示は望ましい行為と整理されており、過度に厳格な開示を求めると電源構成開示を行う事業者のインセンティブを損なう可能性もあることから、消費者の誤認を防止することができる最低限の措置は案IIではないか。
- なお、案 II の注記に加え、小売電気事業者が、需要家への価値訴求を明確にする観点から、案 III のように小売供給の特性として販売した電力量を全体の電源構成から控除する取組は望ましいと言えるのではないか。

		考え方		メリット	デメリット
現行ガイ ドライン	Ⅰ案	電源特定メニュー を販売する場合に おいても、全体の	注記の記載も不要	事業者のコストが最小化される。	• 電源構成表示の考え方次第 では、需要家の誤認を招く可 能性がある。
	Ⅱ案	電源構成割合からの <u>控除の必要は</u> ないと考える見解	注記の記載が必要	• 需要家の誤認を招く可能性が 抑制できる。	事業者に僅かではあるものの、 追加コストが発生する。
	Ⅲ案		仮売する場合には、全 からの <u>控除する必要が</u>	• 需要家の誤認を招く可能性が 最大限抑えられる。	現行GLでは、電源構成開示は望ましい行為と整理されており、過度に厳格な開示を求めると電源構成開示を行う事業者のインセンティブを損なう可能性もある

論点②:電源特定メニュー等を販売する場合の電源構成表示(2/3)

● 電源特定メニュー等を販売する場合の電源構成表示の在り方は、下記のようなケースにおいて問題になる。



【具体例】

- 小売電気事業者a社は、左記電源構成を需要家に対し、開示している。
- 小売電気事業者a社は、以下の料金メニューを保有。
 - ① 電源種を特定しない三段階料金メニュー 20XX年の販売電力量に占めるシェアは70%
 - ② 再エネ50%以上の供給を契約の特性とする再エネメニュー 20XX年の販売電力量に占めるシェアは20%
 - ③ 水力100%の供給を契約の特性とする水力メニュー 20XX年の販売電力量に占めるシェアは10%
- このような状況下において、小売電気事業者a社はどのような表示すべきか。

【問題意識】

- 上記例では、小売電気事業者a社の電源構成表示は、「水力20%、石炭火力40%、石油30%、再エネ10%」。
- しかしながら、同社では、特定電源メニュー(上記②と③)を販売しており、これらを控除すると、料金メニュー①で実際に販売されていた電源構成は「水力10%、石炭火力50%、石油40%」に相当すると考えられる。
- このため、このような場合の電源構成表示の在り方をどうすべきかが問題となる。

論点②:電源特定メニュー等を販売する場合の電源構成表示(3/3)

● 前頁のとおり、案Ⅱを採用する場合、需要家への誤認を防止し、事業者負担を可能な限り軽減する観点から、例えば、次の内容が考えられるのではないか。

電源特定メニューを販売する場合等の注記のイメージ案

【例1:特定の電源・産地の価値を訴求する場合】

当社では、「水力発電50%であること」を小売供給の特性とする小売料金メニューを販売しており、表示されている電源構成割合は、当該小売料金メニューにおける販売電気分を含んだ数値となっている。

【例2:特定の電源・産地の価値を訴求する場合】

• 当社では、「水力発電50%であること」を小売供給の特性とする小売料金メニューを販売しており、これを控除した電源構成割合は、「水力〇%、原子力〇%、石炭火力〇%・・・」となる。

【例3:非化石価値を訴求する場合】

• 当社では、「非化石価値に付随する〇〇(ゼロエミ価値等)を別途販売する」ことを契約の特性とする個別メニューを販売しており、表示される電源構成割合と当社が保有する非化石価値の量は必ずしも一致しない数値となっている。

注1:下線部分は料金メニュー等に応じて変更される。

注2:案Ⅲを採用し、電源構成表示から電源特定メニューに基づく販売電気量を適切に控除している場合には、上記注釈は不要。

論点⑧:電気の属性を特定した表示(1/2)

- 一部の小売電気事業者は、需要家に対し、HP等で特定の電源構成や産地等の価値を訴求するような表現を用いた宣伝・広告を行いながらも、小売供給契約の供給条件自体には当該電源構成等を規定せず、宣伝・広告内容との一致が必ずしも確保されていない事例が見られる(次頁参照)。
- 電源構成や産地等による差別化を促進し、需要家の選択を可能にするという観点からは、小売電気事業者が契約に向けて、需要家に対して供給する電気の属性を特定する内容の表示による訴求をした場合には、一般に、需要家は当該表示を信頼して契約を締結を行うと考えられることから、仮に、表示と契約内容の一致が確保されていない場合には、需要家の誤認を招くと考えられるのではないか。
- また、現行ガイドラインでは、電源構成や産地等を小売供給の特性とすることを前提に、「当該特性が小売供給の供給条件とされている場合を意味する」ものと整理されているが、いかなる場合に「小売供給の特性」に該当するかについては明確にされていないため、現行ガイドラインを改正し、小売電気事業者が上記のように需要家に供給する電気の属性を特定する内容の表示・訴求を行った場合には、「小売供給の特性」に当たるものとして整理・明確化してはどうか。

詳細

• 需要家に対して具体的に供給する電気について、その属性を特定する内容の表示・訴求をした場合、供給される電気が表示等の内容を満たさない場合には需要家の誤認を招き問題がある行為と位置付けてはどうか。

改正案

- また、そのような表示・訴求を行った場合、その内容は「小売供給の特性」に当たるものと整理してはどうか。
- なお、小売電気事業者がガイドラインの記載例(円グラフ)に沿った形式で一般的な電源構成を表示する行為自体は上記に当たるものではない。

対象となる例

- ・「お客様に対し、水力〇%以上の電気をお届けします」と需要家へのパンフレットや広告等に記載。
- ・「水力100%メニュー」、「FIT電気〇%以上の電力メニュー」、等と 銘打って販売。

論点⑧:電気の属性を特定した表示(2/2)

● 下記のような仮想事例における考え方をガイドラインに記載してはどうか。

	小売電気事業者のHP等での記載イメージ	小売供給契約上の 記載の有無
Α	「A社の電源は、○○地域で発電される再生可能エネルギーを優先的に利用」と明記。 「○○地域で発電された再エネ○○%、その他○○%」との表示あり。	記載なし
В	「B社の年間契約では再生可能エネルギーが○○%以上としております。」と明記。また、再エネ発電所への支援金とシステム利用として数百円を別途徴収している。	記載なし
С	• 「C社では、電源構成にこだわり、FIT電気〇〇%、天然ガス〇〇%の電気をお届けします。」と明記。	記載なし
D	• 「E社では、FIT電気○○%以上を目指しています。」と明記。	記載なし